

「農協のあり方についての研究会」開催要領

1 趣旨

これまで農協の事業・組織改革については、昨年の農協改革2法をはじめとする諸施策を推進してきたところであるが、営農・経済事業を中心とする農協改革については、その進展が遅れており、「食」と「農」の再生プランに基づく農業の構造改革を進めるに当たっては、農協の営農・経済事業のあるべき姿や改革の方向について有識者による検討を行った上で対応することが必要である。

このため、農協系統組織に加え、農協の営農・経済事業と関係のある消費者・経済界・生産者・研究者等の有識者を参集し、今後の農協の構造改革の促進に向けた議論を行うものとする。

2 検討事項

- (1) 農協系統の現状と課題
- (2) 農業の構造改革に向けた農協改革の方向
- (3) 営農・経済事業のあるべき姿
- (4) その他

3 運営

- (1) 「農協のあり方についての研究会」(以下「研究会」という。)は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、研究会の議事を運営する。
また、座長は、研究会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 研究会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (4) 研究会は、必要に応じ開催する。
- (5) 研究会は公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。
なお、議事要旨等は原則として公開するものとする。
- (6) 研究会に関する庶務は、経営局協同組織課において行う。

4 スケジュール

14年9月下旬から検討を開始し、月に1回程度の審議を経て15年3月に検討結果をとりまとめるものとする。